02014

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　医療法人社団一陽会

①　□ 財団　■ 社団（ ■ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　広島県広島市佐伯区海老山町７番10号

(3) 設立認可年月日　昭和６２年　１月１４日

(4) 設立登記年月日　昭和６２年　１月１９日

(5) 役員及び評議員

	氏　名	備　考
理事長	西澤　欣子	
理　事	[redacted]	
同		
同		
同		
同		
同		
同		
同		
同		
監　事		

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
病　院	原　田　病　院	3410215192	広島市佐伯区海老山町7-10	一般病床120床
診療所	一陽会クリニック	3410217941	広島市佐伯区旭園10-3	
診療所	イーストクリニック	3410121341	広島市南区段原南1-3-53-6F	
診療所	横川クリニック	3410221349	広島市西区横川町2-7-19	
診療所	長尾クリニック	3410218014	広島市佐伯区藤垂園1-16	

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実　施　場　所	備　　考
クローバー訪問看護ステーション	広島市佐伯区海老山町７番10号	
クローバー居宅介護支援事業所	広島市佐伯区海老山町７番10号	
ケアレジデンス楽々園	広島市佐伯区楽々園三丁目14番３号	
クローバーヘルパーステーション	広島市佐伯区楽々園三丁目14番３号	
デイサービス楽々園	広島市佐伯区旭園９番31号	
グランホームあさひ	広島市佐伯区旭園９番31号	

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種　　類	実　施　場　所	備　　考
該当業務なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年５月23日　令和６年度決算の決定
令和７年５月23日　令和７年度の事業計画及び収支予算の決定
令和７年５月23日　理事、監事の選任、辞任の承認
令和７年７月28日　理事の選任
令和８年１月19日　看護小規模多機能型居宅介護事業所開設に伴う定款一部変更の承認
令和８年１月19日　事業計画並びに収支予算変更の承認

様式３－１

法人名　医療法人社団　一陽会
所在地　広島市佐伯区海老山町7番10号

※医療法人整理番号	0	2	0	1	4

貸　借　対　照　表

（令和　8年　3月　31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	4,743,886	Ⅰ 流動負債	580,822
現金及び預金	3,691,431	支払手形	0
事業未収金	1,000,175	買掛金	215,610
有価証券	0	短期借入金	0
たな卸資産	35,196	未払金	48,230
短期貸付金	10,408	未払費用	240,976
前払費用	3,217	未払法人税等	6,999
その他の流動資産	3,459	未払消費税等	0
Ⅱ 固定資産	4,063,078	前受金	21,490
1 有形固定資産	3,375,270	預り金	41,443
建物	2,054,480	前受収益	0
構築物	19,806	貸倒引当金	6,074
器械備品	281,371	その他の流動負債	0
車両及び船舶	5,983	Ⅱ 固定負債	25,623
土地	416,915	医療機関債	0
建設仮勘定	583,600	長期借入金	0
		繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	13,115	預り敷金	25,623
2 無形固定資産	37,099	その他の固定負債	0
借地権	0	負債合計	606,445
ソフトウェア	36,125	純資産の部	
その他の無形固定資産	974	科目	金額
3 その他の資産	650,709	Ⅰ 積立金	8,200,519
有価証券	5,788	設立等積立金	5,284,901
長期貸付金	0	繰越利益積立金	2,915,618
保有医療機関債	0		
その他長期貸付金	0		
減価償却引当特定預金	500,000		
長期前払費用	0		
敷金	109,490		
その他の固定資産	35,431		
		純資産合計	8,200,519
資産合計	8,806,964	負債・純資産合計	8,806,964

（注）１　表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

２　社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

３　経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－１

法人名　医療法人社団　一陽会
所在地　広島市佐伯区海老山町7番10号

※医療法人整理番号	0	2	0	1	4

損　益　計　算　書

（自　令和　7年　4月　1日　至　令和　8年　3月　31日）

（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		5,966,165
2 事業費用		
(1)事業費	5,068,033	
(2)本部費	386,466	5,454,499
本来業務事業利益		511,666
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		357,068
2 事業費用		875,531
附帯業務事業損失		518,463
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業損失		6,797
Ⅱ 事業外収益		
受取利息	6,031	
その他の事業外収益	308,988	315,019
Ⅲ 事業外費用		
支払利息		
その他の事業外費用	6,074	6,074
経常利益		302,148
Ⅳ 特別利益		
固定資産売却益	2	
その他の特別利益	0	2
Ⅴ 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	12,320	12,320
税引前当期純利益		289,830
法人税・住民税及び事業税	81,956	
法人税等調整額		81,956
当期純利益		207,874

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式２

法人名　医療法人社団　一陽会
所在地　広島市佐伯区海老山町7番10号

※医療法人整理番号	0	2	0	1	4

財　産　目　録

（令和　8年　3月　31日現在）

１．資　産　額	8,806,964	千円
２．負　債　額	606,445	千円
３．純　資　産　額	8,200,519	千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		4,743,886
Ｂ　固　定　資　産		4,063,078
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	8,806,964
Ｄ　負　債　合　計		606,445
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	8,200,519

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　物　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式５

法人名　医療法人社団一陽会
所在地　広島市佐伯区海老山町7番10号

※医療法人整理番号	0	2	0	1	4

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（１）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

該当する取引はありません。

（２）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

該当する取引はありません。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団　一陽会
理事長　西澤　欣子　　殿

私は、医療法人社団 一陽会の令和７会計年度（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和８年５月27日
医療法人社団　一陽会
監事 [redacted]